

同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組について

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の実施についての総合経済対策の重点事項

(令和4年10月4日 新しい資本主義実現会議 第10回) (抄)

I. 人への投資と分配(労働移動円滑化、リスキリング、構造的な賃金引上げ)

1. 現下のコストプッシュ型の物価上昇をカバーする賃金引上げ

・来春の賃金交渉においては、物価上昇をカバーする賃上げを目標にして、価格転嫁や生産性向上策の強化や補助制度の拡充を図るとともに、非正規労働者の賃金改善のため、同一労働同一賃金制の遵守を徹底する。

○ 非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金(パートタイム・有期雇用労働法第8条・第9条、労働者派遣法第30条の3、第30条の4等)の施行に関し、47都道府県321箇所に設置された労働基準監督署においても、新たに、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。

○物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (令和4年10月28日閣議決定) (抄)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

3. 繼続的な賃上げの促進・中小企業支援

(1) 賃上げの促進

物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に促進するため、今年度から抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業の優先的な政府調達等に加え、中堅・中小企業・小規模事業者における事業再構築・生産性向上等と一体的に行う賃金の引上げへの支援を大幅に拡充する。

あわせて、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。

また、公共事業等について、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げにつなげていく。

こうした取組を進めていく中で、来春の賃金交渉においては、政府としては、物価上昇率をカバーする賃上げを目標にして労使で議論いただくことを期待する。

・中小企業等事業再構築促進事業(経済産業省)

・中小企業生産性革命推進事業(経済産業省)

・業務改善助成金の拡充(事業場内最低賃金引上げのための助成)(厚生労働省)

・働き方改革推進支援助成金の拡充(「賃上げ加算」の増額)(厚生労働省)

・労働基準監督署による企業への賃上げ要請・支援等(厚生労働省)

・賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報(厚生労働省)

・同一労働同一賃金の徹底(厚生労働省)

・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施(国土交通省) 等

① 施策の目的

非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

② 施策の概要

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、労働局が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。

③ 施策の具体的な内容

